

事 務 連 絡
令和3年(2021年)3月23日

指定障害児通所支援事業者 各位

八王子市福祉部障害者福祉課

障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う対応について(通知)

障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省より令和3年度報酬改定の概要が示されました。今般の改定では、児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心に、医療的ケアを含め、障害児の状態等を個別で判定し、その判定結果に応じた基本報酬や加算を設定しております。

つきましては、報酬改定のうち「医療的ケア児に係る基本報酬区分」及び「個別サポート加算(I)」について、厚生労働省の示した方針(案)をもとに、本市での取扱いについてお知らせいたします。報酬改定の詳細については、別添の厚生労働省通知も参考に御確認ください。

本件について、御不明点等ございましたら、下記問合せまで御連絡願います。

記

- 送付書類 (1)障害児通所支援等に係る令和3年度報酬改定に伴う事務
(2)令和3年2月19日付厚生労働省事務連絡
「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」
(3)令和3年3月23日付厚生労働省事務連絡
「令和3年度報酬改訂における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」

〈問合せ〉

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市 福祉部 障害者福祉課 援護担当

電話番号 042-620-7367

Mail b440600@city.hachioji.tokyo.jp

障害児通所支援等に係る令和3年度報酬改定に伴う事務

★本事務連絡における用語の注記

児童発達支援事業所(主として重症心身障害児が利用する場合以外)	⇒	児童発達支援事業所(非重心)
主として重症心身障害児が利用する児童発達支援事業所	⇒	重心型児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所(主として重症心身障害児が利用する場合)	⇒	放課後等デイサービス事業所(非重心)
主として重症心身障害児が利用する放課後等デイサービス事業所	⇒	重心型放課後等デイサービス事業所

1. 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定

(※対象サービス 児童発達支援、放課後等デイサービス)

(1)改正の内容

児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、「医療的ケア児」の基本報酬区分が創設される。

当該報酬区分は、児童発達支援事業所(非重心)及び放課後等デイサービス事業所(非重心)において、看護職員を配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつ児童発達支援等を提供したときに、医療的ケア児の医療的ケアの新判定スコアの点数に応じて段階的な評価を行うものである。

なお、当該報酬区分は、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだものであることから、児童発達支援事業所(非重心)及び放課後等デイサービス事業所(非重心)を対象とした現行の看護職員加配加算は令和3年3月末を以て廃止となる。

(2)現に看護職員加配加算を算定している事業所(非重心)における対応

児童発達支援事業所(非重心)又は放課後等デイサービス事業所(非重心)について、「医療的ケア児」の基本報酬区分の創設に伴い看護職員加配加算が廃止される。

そのため、現に看護職員加配加算を算定している児童発達支援事業所(非重心)又は放課後等デイサービス事業所(非重心)については、4月のサービス提供に係る請求から医療的ケア児の基本報酬を請求するために、速やかに「医療的ケア児」の基本報酬への切り替え手続きを行う必要がある。

(3)「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定について(概要)

①決定要件

「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定に当たっては、新判定スコアをもとに行う。新判定スコアは医師が判定する必要がある(※1)ことから、給付決定申請の際に、医療的ケア児の保護者が、医師に新判定スコアを判定してもらい、これを市町村に提出する。なお、本取扱いは令和3年4月から施行される。

[※1]新判定スコアは、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっている。基本スコアは医療行為の該当の有無についての評価を行う。「見守りスコア」は医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療機器のトラブルが命に係わるか、主介護者による回復が容易かどうかを評価するものである。「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定にあたっては、「基本スコア」と「見守りスコア」共に医師が判断する必要がある。

②経過的な取扱い

①の取扱いに関しては、令和3年4月時点で保護者が新判定スコアを準備することが難しいことが想定されるため、令和4年6月末まで、新判定スコアに準ずる方法で判定することも可能である。

具体的には、現に看護職員加配加算を算定している児童発達支援事業所(非重心)又は放課後等デイサービス事業所(非重心)で所持している旧判定スコアによる判定結果を、保護者の同意のもと市町村に提出し、市町村が当該判定結果をもとに、新判定スコアに読み替えを行うことで給付決定に係る審査を行う。

なお、この取扱いは、保護者が短期間で新判定スコアを用意することが困難であることが想定されるための配慮なので、保護者が新判定スコアを用意できる場合は、新判定スコアにより申請を行うこと。また、旧判定スコアにより「医療的ケア児」の基本報酬区分を決定した後であっても、保護者が新判定スコアを用意でき次第、新判定スコアに基づく医療的ケア区分に分類し直すことが可能である。

(4)「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定に係る具体的な手続き(本市の取扱い)

「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定を申請する場合は、次のとおり手続きを行うこと。

- ① 児童発達支援事業所(非重心)又は放課後等デイサービス事業所(非重心)において、対象児童の旧判定スコアを所持していない場合(新規での申請を予定している者を含む)

【手続きの流れ】

- (i) 事業所は、医療的ケア児の保護者に対して当該基本報酬区分の内容の説明を行い、理解を得た上で新判定スコアの取得(医師への作成依頼)及び市役所への申請を依頼する。

参考

- (ii) 市は、保護者からの申請を受け、提出された新判定スコアをもとに給付決定を行い、医療的ケア児の基本報酬区分の分類を印字した受給者証を発行する。
- (iii) 適用開始日については、次のとおりとする。
 - ・令和3年4月中に新判定スコアに基づく申請があった場合
→令和3年4月1日からの適用開始とする。
 - ・令和3年5月以降に新判定スコアに基づく申請があった場合
→申請を受理した月の翌月1日からの適用開始とする。(※ただし、サービス自体が新規申請の場合は、給付決定日からの適用とする。)

- ② 児童発達支援事業所(非重心)又は放課後等デイサービス事業所(非重心)において、対象児童の旧判定スコアを所持している場合

【手続きの流れ】

- (i) 事業所は、医療的ケア児の保護者に対して当該基本報酬区分の内容や、旧判定スコアによる判定結果を市に提供することについて説明し、理解を得る。
- (ii) 保護者又は事業者は、旧判定スコアの判定結果をもとに市に申請を行う。市は、提出された旧判定スコアをもとに給付決定を行い、「医療的ケア児」の基本報酬区分の分類を印字した受給者証を発行する。なお、事業者が申請する場合には、保護者より申請に係る同意を得ることを前提とする。
- (iii) 適用開始日については、次のとおりとする。
 - ・令和3年4月中に旧判定スコアに基づく申請があった場合
→令和3年4月1日からの適用開始とする。
 - ・令和3年5月以降に新判定スコアに基づく申請があった場合
→申請を受理した月の翌月1日からの適用開始とする。

(5)留意点(必読)

令和3年度の報酬改定については、今後、変更が生じ得る可能性があるため、(4)に示す取扱いは現時点での案であることにご留意いただきたい。なお、厚生労働省が示す現案についての留意点を以下に示す。

- ① 「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定にあたり、非該当となることが見込まれる障害児の場合、新判定スコアの提出は不要である。
- ② 新判定スコアの作成に係る費用については、保護者の費用負担となる。医師に新判定スコアの作成依頼を行う場合は、厚生労働省より報酬改定の施行について正式に通知された後に行うこと。
- ③ 「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定にあたり、旧判定スコアによる申請の受付期限としては、令和3年6月末を終了期限として想定している。
- ④ 旧判定スコアにより「医療的ケア児」の基本報酬区分の給付決定を行った場合、その効力

の期限は令和4年6月末までとする。令和4年7月以降については、新判定スコアにより基本報酬の給付決定申請を行う必要がある。

2. 個別サポート加算(Ⅰ)の決定

(※対象サービス 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)

(1)改正の内容

著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当の判定スコアを用いて判定した結果、一定の要件に該当する障害児を受け入れたことを評価する加算(個別サポート加算(Ⅰ))が創設される。

また、放課後等デイサービス(非重心)の基本報酬については、現行の「指標該当調査の結果により事業所を2区分に分けて基本報酬を設定する方法」が見直され、基本報酬が一本化される。今般の報酬改正では、より手厚い支援を必要とする子どもに応じてきめ細かく加算を設定し、当該障害児を受け入れた事業所の支援を評価する構造となっている。

(2)「個別サポート加算(Ⅰ)」の決定(概要)

①決定要件

児童発達支援及び医療型児童発達支援は5領域11項目の調査項目による調査を、放課後等デイサービスは指標該当の調査を市町村が実施し判定する。

②経過的な取扱い(放課後等デイサービスのみ対象)

放課後等デイサービス(非重心)において、現行の指標該当調査により区分1(指標該当)と決定された障害児については、「個別サポート加算(Ⅰ)」の決定がされているものとみなすことが可能である。

③重症心身障害児が重心型児童発達支援事業所又は重心型放課後等デイサービス事業所を利用した場合は、個別サポート加算(Ⅰ)の算定対象にはならない。

(3)「個別サポート加算(Ⅰ)」の設定に係る具体的な手続き(本市の取扱い)

「個別サポート加算(Ⅰ)」については、市による調査をもとに給付決定を行う。調査に係る具体的な方法や留意点については、3月末までに厚生労働省より示される予定であり、詳細は決定次第別途通知する。以下に、現時点で本市が想定している手続き(案)をお示しする。

① 児童発達支援、医療型児童発達支援に係る手続き

現時点で児童発達支援、医療型児童発達支援の給付を受けている障害児については、サー

ビスの更新時に市が保護者に調査を行い、給付決定を行うことを想定している。

ただし、保護者や事業所からの求めに応じて、手続きを行うことも可能である。個別に申請を行う場合、下記のとおりの取扱いを検討している。

【個別に申請する場合の手続き】

(i) 保護者又は事業者から市に対し「個別サポート加算(Ⅰ)」の申請を行う。事業所が申請する場合は、保護者に当該加算の内容の説明を行い、理解を得たうえで市に申請をすること。

(ii) 保護者又は事業所は市からの指示に基づき、調査票を作成し、市に提出する。

※作成にあたっては、保護者が作成することを基本とするが、事業所が作成することも可とする。ただし、その場合は、作成した内容について保護者の確認及び同意を必ず得ること。

(iii) 適用開始日については、次のとおりとする。

・令和3年4月中に調査票に基づく申請があった場合

→令和3年4月1日からの適用開始とする。

・令和3年5月以降に調査票に基づく申請があった場合

→申請を受理した月の翌月1日からの適用開始とする。

(※ただし、サービス自体が新規申請の場合は、給付決定日からの適用とする。)

(iv) 事業所が「個別サポート加算(Ⅰ)」の給付申請を行う際は、保護者に他の事業所の利用状況を確認すること。複数の事業所を利用している場合は、保護者・事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するよう御協力願いたい。

② 放課後等デイサービスに係る手続き

現時点で放課後等デイサービス(非重心)の給付を受けている障害児のうち、現行制度の指標該当調査により区分1(指標該当)と決定された障害児については、「個別サポート加算(Ⅰ)」の対象児童とみなす。この取扱いに関し、受給者証の再発行は行わず、サービスの更新までの間、現行の「区分1」を「個別サポート加算(Ⅰ)」として読み替えることとする。当該加算については、現行の放課後等デイサービスと同様、サービスの更新時に市による再調査を実施し、随時見直しを行うことを想定している。

なお、現在、放課後等デイサービス(非重心)において、現行の指標該当調査により区分2(指標非該当)と決定された障害児について、「個別サポート加算(Ⅰ)」の対象となることが見込まれる場合には、随時、保護者又は事業者からの求めに応じて、手続きを行うことも可能である。個別に申請を行う場合、下記のとおりの取扱いを検討している。

【個別に申請する場合の手続】

(i) 保護者又は事業者から市に「個別サポート加算(Ⅰ)」の申請を行う。事業所が申請をする場合は、保護者に当該加算の内容の説明を行い、理解を得たうえで市に申請をすること。

参考

(ii) 保護者又は事業所は市からの指示に基づき、調査票を作成し、市に提出する。

※作成にあたっては、保護者が作成することを基本とするが、事業所が作成することも可とする。ただし、その場合は、作成した内容について保護者の確認及び同意を必ず得ること。

(iii) 適用開始日については、次のとおりとする。

・令和3年3月～4月末までに調査票に基づく申請があった場合

→令和3年4月1日からの適用開始とする。

・令和3年5月以降に調査票に基づく申請があった場合

→申請を受理した月の翌月1日からの適用開始とする。

(※ただし、サービス自体が新規申請の場合は、給付決定日からの適用とする。)

(iv) 事業所が「個別サポート加算(Ⅰ)」の給付申請を行う際は、保護者に他の事業所の利用状況を確認すること。複数の事業所を利用している場合は、保護者・事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するよう御協力願いたい。

(4) 留意点

「個別サポート加算(Ⅰ)」の調査に係る具体的な方法や留意点については、3月末までに厚生労働省より示される予定である。本通知で示した手続きは、あくまでも現時点での案であり、今後、変更となる可能性があることに御留意いただきたい。厚生労働省からの通知を以て、正式にお示しする予定である。